



別紙 1

### 取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

令和 年 月 日 江東西税務署 国 税 局 審理課長（審理官）殿 酒 税 課 長	① ※整理番号			
	② 住所・所在地 (納税地)	〒135-0016 東京都江東区東陽3-8-5 日向野ビル3階		
	③ (フリガナ) 氏名・名称	(トクエイリカドウリクジンエビノオカワイゼイムセンカネットワーク) 特定非営利活動法人NPO会計税務 専門家ネットワーク	電話番号	03-6458-4729
	④ 法人番号	1010005007526		
	⑤ 人の代表者又は法人 住所・居所	東京都目黒区五本木1-39-5		
	(フリガナ) 役職・氏名	(リジチウ オカ セイ) 理事長 脇坂 誠也	電話番号	03-5437-3370
⑥ 代理人 住所・居所				
(フリガナ) 氏名	( )	電話番号		
⑦ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。				
⑧ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）	別紙1-1のとおり			
⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）	別紙1-2のとおり			
⑩ ⑨の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙1-3のとおり			
⑪ 取引等に係る国税の申告期限等	2024年2月1日（クラウドファンディングの開始）			
⑫ 関係する法令条項等	租税特別措置法第四十一条の十八の二、第六十六条の十一の三			
⑬ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 〔 NPO会計税務専門家ネットワークのリーフレット 〕			

(注意事項)

- 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

⑧ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

1. 事前照会の趣旨

特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク（以下「当法人」とします）はNPOを支援する税理士や公認会計士で組織するネットワーク団体です。2003年に設立し、現在、東京都から認定を受けた認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」とします）です。

当法人は、2024年2月から3月にかけて、全国の認定NPO法人約1,280法人を対象にしたアンケート調査を行い、その結果を、認定NPO法人白書という冊子にして、全国の認定NPO法人や認定NPO法人を目指す法人、認定NPO法人を支援する団体や専門家、行政庁に配布する予定です。

そして、そのアンケート調査及び冊子の作成にあたり、その資金を寄附型のクラウドファンディングで調達する予定です。

クラウドファンディングでは、寄附をいただいた方に、アンケートの調査の結果をまとめた冊子をお送りし、アンケート調査の結果について報告する報告会に無料で参加することができることとする予定です。

このクラウドファンディングで提供を受ける資金について、租税特別措置法第四十一条の十八の二及び第六十六条の十一の三に規定する認定特定非営利活動法人に対する寄附金として取り扱われるものと解して差し支えないか照会申し上げます

<特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワークの概要>

- ・ 設立：2003年8月31日
- ・ 認定：国税庁による認定 2011年12月16日—2016年12月15日
- ・ 認定：PST基準（相対値）2012年12月5日—2027年12月4日（東京都）
- ・ 目的：NPOに関する会計税務の研究、普及、支援に関する事業を行い、もってNPOの健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 事業内容：本法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1) NPOに係る会計税務に関する調査研究。
  - 2) NPOに係る会計税務知識の普及啓発。
  - 3) 会計税務専門家に対するNPOに関する知識の普及。
  - 4) NPOに係る会計税務に関する政策立案及び提言。
  - 5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業。
- ・ 会員数 488名（2023年6月末現在）

⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

2. クラウドファンディングの概要

(1) クラウドファンディングとは

クラウドファンディング（crowdfunding）とは群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、インターネットを通して自分の活動や夢を発信することで、想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募るしくみです。途上国支援や商品開発、自伝本の制作など幅広いプロジェクトが実施されています。

(2) クラウドファンディングの種類

クラウドファンディングの種類には、「購入型」、「寄附型」、「金融型」がありますが、当法人のクラウドファンディングは、「寄附型」のクラウドファンディングで行います。寄附型は、公益的な活動を行っている団体が利用でき、集めた支援を「寄附金」として受け取ることができるものです。

(3) クラウドファンディングのプラットフォーム

当法人のクラウドファンディングは、READYFOR株式会社が行うクラウドファンディングで実施いたします。READYFORのクラウドファンディングは、国立科学博物館のクラウドファンディングなど、様々な非営利団体のクラウドファンディングで実施されており、国内最大級のクラウドファンディングサービスです。

(4) クラウドファンディングの目的

「人口急減・超高齢社会」という未来が間近に近づきつつある我が国において、共助の精神によって、活力あふれる共助社会づくりを進めていくために、寄附の充実が必要であることが言われています。寄附を促進する制度として、公益法人制度や認定NPO法人制度がありますが、これら、寄附の受け皿となるべき法人は数も少なく、近年ほとんど増加していません。

寄附がもっと盛んになり、寄附のすそ野を拓げるためにはどうしたらいいのか、全国で活動している認定NPO法人のすべてにアンケート調査を行い、認定NPO法人として活動するにあたってどのようなことが望まれているのか、どのような問題があるのか、ということ調査し、その結果を冊子にし、認定NPO法人や認定NPO法人を目指す法人、これらの法人を支援する団体や専門家、行政庁などに配布することにしました。

(5) 資金の活用方法

アンケート結果をまとめた冊子は、販売することせず、無償で配布する予定です。クラウドファンディングで調達した資金は、その冊子の印刷代、アンケートを実施するために必要なはがき代、WEBアンケートをするにあたってのWEBページの作成費などに充てる予定です。冊子作成のための費用は100万円～150万円を予定しており、冊子の原価は1冊1,000円程度を想定しています。

(6) 冊子の活用方法

調査結果をまとめた冊子は、アンケートに回答いただいた認定NPO法人の方にはお礼として1冊配布いたします。認定NPO法人を所管する行政庁にも1冊配布いたします。いずれも郵送料を当法人が負担いたします。

冊子の在庫がある限り、冊子の入手を希望した者には、郵送料を負担していただいたうえで、無償で配布いたします。

また、冊子完成後に、調査の結果について報告する報告会を開催いたします。報告会は、市民ホールの会議室で実施する予定であり、参加費として1,000円程度を徴収する予定です。報告会で飲食等の提供はありません。

(7) クラウドファンディングの金額及び提供

クラウドファンディングで資金提供をいただいた方には、以下のお礼をお送りしています。

5,000円 お礼：感謝のメール、冊子ダイジェスト版（PDF）

10,000円 お礼：冊子1冊謹呈、アンケート調査の報告会への無料参加

30,000円 お礼：冊子2冊謹呈、アンケート調査の報告会への無料参加

50,000円 お礼：冊子3冊謹呈、アンケート調査の報告会への無料参加

100,000円 お礼：冊子5冊謹呈、アンケート調査の報告会への無料参加

(8) クラウドファンディングの実施日

2024年2月から3月まで実施いたします。

冊子の配布は、9月ごろを予定しています。

⑩ ⑨の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

### 3. 認定NPO法人に対する寄附金

租税特別措置法第四十一条の十八の二では、個人が認定NPO法人に対し、認定特定非営利活動法人等を行う同法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）をした場合には、その寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、寄付金控除の規定を適用することとされます。

また、租税特別措置法第六十六条の十一の三では、法人が認定NPO法人等に対してその認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

### 4. 本件への当てはめ

当法人は、定款に「NPOに係る会計税務に関する調査研究」を掲げており、当法人が実施する認定NPO法人に対するアンケート調査は、特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業であり、クラウドファンディングにより調達した資金は、特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に該当すると考えます。

10,000円以上の寄附をいただいた方には、冊子を送っていますが、冊子は無償で配布されるものです。寄附者に冊子を送る場合に当法人が郵送代も負担しますが、郵送代は寄附金額と比較してわずかな金額であり、対価性があると認められるものではありません。冊子の送付は、アンケートにご協力いただいた方にも行っており、冊子作成にご協力いただいた寄附者に対する謝意を示す行為と言え、冊子の配布に対する対価性があるとは認められないと考えます。

報告会に招待をしますが、報告会は、市民ホールの会議室で行う予定のものであり、飲食等も提供しません。一般の参加者から参加費は徴収しますが、1,000円程度の予定です。報告会は、寄附金額と比較してわずかな参加費で参加ができるものであり、寄附をいただいた方にその成果をお知らせし、謝意を示すものと考えます。従って、10,000円の寄附金は、冊子の配布及び報告会参加に対する対価性があるとは認められないと考えます。

また、「その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの」は、特定寄附金には該当しないとされていますが、所得税法第78条第2項第1号では、「形式的には寄附したものであっても、それにより特別の利益を受ける場合には、実質的にみて寄附とはいえないので、かかるものを除く趣旨であると解される。」（国税不服審判所平15.10.22裁決）という裁決もあり、寄附者に対する冊子の送付や報告会への招待は、寄附者に対して特別の利益が及ぶと認められるものとはいえず、実質的に寄附と言えるものであると解されると考えます。